



まもりん

くらしの情報

春号
2018

北九州市立消費生活センター

若者に多い消費者トラブルに注意!

春を迎え、進学、就職シーズンとなりました。大学生や社会人として、新たな生活をスタートした若者が巻き込まれやすい消費者トラブルに関する相談事例とアドバイスを紹介します。



☆「お試し」のつもりが「定期購入」に～健康食品等のネット購入～

先月、スマートフォンの通販サイトで「ダイエット青汁お試し価格初回500円」という広告を見て、お試しのつもりで申し込んだ。今月になって、2回目の商品発送通知メールが届き、お試しだけでなく、4回の定期購入の契約になっていたと分かった。

定期購入を申し込んだつもりはなく、ダイエット効果も感じられないので、2回目以降は解約したい。



👉 アドバイス

- インターネット通販で、定期購入が条件であることを認識せず、「お試し」「1回だけ」のつもりで注文したという相談が多く寄せられています。これは、「定期購入が条件」また「定期購入期間中は解約できない」という表示が認識しづらいホームページが多いことが要因と考えられます。
- 商品を注文する際は、申込みの最終画面で、定期購入が条件となっていないか、定期購入が条件になっている場合はその期間や支払いの総額など契約内容をしっかり確認しましょう。また、最終確認画面を印刷するなど、契約内容を記録しておきましょう。
- インターネット通販をはじめ通信販売には、クーリング・オフの適用はなく、返品や解約は事業者のホームページに記載している内容に従うことになります。
- トラブルになった場合には、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

☆「実質無料」をうたったタブレット端末に関する契約トラブル

先週、スマートフォンの機種変更のため携帯ショップに行った。店員から、光卸に切り替えると今の光回線契約よりも毎月500円安くなる。今契約するとタブレットも「実質無料」と勧められた。

光回線契約が今より安くなり、タブレットも無料というので、契約してしまったが、帰宅してよく考えると、タブレットは必要ないので解約したい。どうしたらよいだろうか。



👉 アドバイス

- タブレットなどの機器が「実質無料」という場合、多くのケースで2年間の契約が条件となっており、タブレットなどの機器代金を契約期間で除した分割金と同等の額が割り引かれる契約となっています。
- 契約期間内に解約すると、違約金を請求された上に、タブレットなどの機器代金の残額も支払わなければいけなくなってしまいます。
- 契約時の事業者の説明が不十分と判断されたり、必要な書面の交付がなされていない場合などには、違約金なしで解約できることがあります。
- 困ったときは、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

☆「必ず儲かる」などとうたう副業サイトに注意!

ネットで「在宅ワーク」を検索し、メールマガジンを書けば報酬が得られるという仕事に応募した。指定された商品の宣伝文句を考えて送ると1回に数千円が口座に振り込まれた。担当者から「あなたは文章がうまく、反響がすごい。専用のサイトを持てば、月40万円は稼げる。サイトの制作費が40万円かかるが、すぐに元が取れる。」と言われた。お金がないと言うと、「消費者金融で借りればいい。もし収入が得られなければ、返金保証もある。」と言われたため、そのとおりにした。

その後、担当者から、「アクセスが集中しており、サイトのバージョンアップのための費用として、100万円が必要。消費者金融で借りるか、クレジットカードで新幹線チケットを購入し、現金化する方法もある。」と言われている。

これまで、口座に振り込まれたのは、数万円だけである。業者の言うように本当に儲かるのだろうか?



アドバイス

- 在宅ワーク紹介サイトで紹介される仕事は、高額な契約をさせるための入り口であることが少なくありません。業者から「読者からの反響がすごい。」などと言われますが、メールマガジンの配布先が明らかでなく、仕事の仕組みや高額の報酬の根拠も明らかではありません。「返金保証」といっても、様々な理由をつけて、返金されないケースがほとんどです。
- 簡単に大金が稼げるということはありません。また、お金がないと断っても、「借金すればいい」などと言われ、消費者金融等からの借り入れやクレジットカードの現金化をさせられるケースが少なくありません。断るときははっきり自分の意思を伝え、安易に契約しないようにしましょう。
- トラブルになった場合には、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

くらしの豆知識2018年版が 発行されました

「くらしの豆知識」は契約の基礎知識や消費者トラブルの事例、くらしのキケン注意報、身近な法律トラブルQ&A、くらしのアドバイスなど暮らしに役立つ幅広い分野の情報やテーマを分かりやすくまとめたハンドブックです。今年の特集は「ネット活用の心得」です。

消費生活センターや各区図書館などに置いています。是非、一度ご覧ください。

